

別紙1 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本工事は世界のバラ園におけるバラの植栽工事(N=452本)及び土壌改良工事(A=704m²)である。既存のバラの撤去処分を行ったあと、厚さ50cmの土壌改良(堆肥と在来土の混合)を行い、最後に増殖したバラの植栽を行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明</p> <p>本公園のバラ園は「世界に誇るバラ園」として、多数のバラ品種を保有しており、この中には、市場に流通していない品種も多数ある。バラ園再整備の一環としてバラ株の更新化に伴い、バラ苗の増殖を別業務で実施しているところである。</p> <p>このようなバラの貴重な品種を適正に維持保全を図るためには、植栽場所やバラの特性を熟知し、良好に管理できることが必要である。また、バラ植栽、その後のバラ維持管理まで一貫して行うことで、バラが枯死しそうになった場合の原因把握やその対応を迅速に行うことができる。仮にバラが枯死した場合も責任所在が明確となり、対応が適切かつ確実に実施できる。</p> <p>また、本工事施工範囲には増殖していないバラがまだ残っており、そのバラの増殖が完了する1月中旬以降しか工事が着手できない。さらには、公園を供用しながらバラの植栽適正期である2月末までに植栽までを完了させる必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>本工事は指定管理者が通常バラ園の維持管理業務として実施している作業内容であることから、指定管理者であれば契約</p>

後すみやかに作業を開始することが可能であり、1月中旬頃に着手し、バラの植栽適期の2月末までに作業を完了することができる場所である。

植栽場所やバラの特性を熟知している者、また速やかに作業を開始し、公園を供用しながら2月末までに完了できる者は指定管理者である花フェスタ記念公園運営管理グループ以外にない。